

# 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正及び消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の改正（制定）について

平成30年5月  
産業保安グループ  
製品安全課

## 1. 改正の背景

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）では、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品<sup>（注）</sup>の製造・輸入事業者に対し、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年通商産業省令第18号。以下「技術基準省令」という。）で定める技術上の基準への適合義務を課している（消安法第3条第1項）。また、技術基準省令の運用及び解釈を示した例示基準として、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（20170410商局第1号。以下「運用解釈通達」という。）」を定めている。

技術基準省令及び運用解釈通達については、事故の状況、技術の進歩に伴う製品の多様化、国内外の規格への整合性等の観点から定期的に見直しを行うこととしており、今般、特定製品のうち、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」、「ライター」及び「浴槽用温水循環器」について、所要の改正を行う。

（注）消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるもの（消安法第2条第2項）。10品目。

## 2. 改正の概要

技術基準省令及び運用解釈通達について、次に掲げる事項について改正する。なお、昨年7月の商務流通保安グループから産業保安グループへの組織以降に伴い、現行通達は廃止し、新規制定の形式をとることとする。

### （1）「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」について

#### ＜改正の趣旨＞

圧力調整装置や安全装置の目詰まりに起因する事故や、ふたと本体が外れて飛び出した内容物でやけどをする事故が発生したため、圧力なべ及び圧力がまを安全に使用するために、現行の技術基準省令に規定する「ミトン等を用いて、やけどに注意する旨」以外にも使用上の注意事項を詳細に記載することが望ましいとされたところ。このため、これら新たな注意事項の記載を規定に追加する改正を行う。

#### ＜具体的な改正内容＞

現行の技術基準省令別表第1中、1の10に規定する「ミトン等を用いて、やけどに注意する旨」の注意事項について、よりわかりやすい規定とするため、安全に関する注意事項を記載するべきとしている同表中1の11（2）の項におい

て、まとめて規制を行うこととする。

具体的には、新たに追加する注意事項の内容が詳細となることから、追加される注意事項とともに、以下のとおり、同項の解釈（例示基準）として、運用解釈通達に改めて規定し直すこととする。

あわせて、運用解釈を明確にする例示事項について運用解釈通達に追記する。

- ① 製品本体又は取扱説明書に記載する使用上の注意事項に以下の事項を追加する。
  - 1) 取っ手を持つ際は、ミトン等を用いてやけどに注意する旨
  - 2) 圧力調整装置及び安全装置の清掃方法
  - 3) ふたに取っ手があるものは、ふたを持って移動しない旨
- ② 安全装置の名称の参考例として、「その他のもの（おもり式）」を追加する。
- ③ 表示が容易に消えない方法として、印刷、刻印、ラベルの貼付による方法を例示する。

## （２）「ライター」について

### ＜改正の趣旨＞

昨今、ライターを使用した幼児の火遊びが原因とされる火災が多発したことに伴い、幼児が簡単に点火操作をできないように、チャイルドレジスタンス機能（CR機能）が日本工業規格S 4 8 0 3で規定され、技術基準省令で当該機能が義務化されたところ。

これにより、幼児の火遊びが原因とされる火災事故が大幅に減少する一方で、ライターを点火するために必要な力を強化したことで、高齢者や女性等には使いづらい状況となっていた。このため、幼児の安全性を確保しつつも、高齢者や女性等にも使いやすい「ダブルアクション式ライター」の流通が期待されるところであるが、当該ライターのCR機能の有無の判定は、海外における米国消費者安全委員会（CPSC）規格に基づくチャイルドパネル試験に頼らざるを得ないことから、製造・輸入事業者は、その時間やコストが大きな負担となり、国内に当該ライターが流通しにくい状況となっていた。

このため、「ダブルアクション式ライター」に関する機械試験の方法を新たに規定化する等を内容とする日本工業規格S 4 8 0 3の改正が平成30年3月20日に行われたところ、当該改正関連規格を技術基準省令及び運用解釈通達に取り込むための改正を行う。

あわせて、たばこライター及び多目的ライターに関する日本工業規格（S 4 8 0 1及びS 4 8 0 2）について、海外規格への整合化を目的とした改正も行われたところ、海外規格との整合化を担保するため、当該改正関連規格を技術基準省令及び運用解釈通達に取り込むための改正を行う。

### ＜具体的な改正内容＞

- ① 技術基準省令別表第2に規定する、消安法第6条第1項第2号の型式の区分について、次のとおり改正する。
  - 1) 燃焼方式について、デュアルフレーム式ライター及びマルチフレーム式ライターに対応する区分として、「その他のもの」を追加する。
  - 2) 点火方式について、引用する日本工業規格S 4 8 0 3の規定ぶりにあ

わせて、「直押し式」を「押しボタン式」に、「スライド式」を「スライドボタン式」に文言修正する。

- 3) 意図しない点火を防止する方法について、ダブルアクション式ライターに対応する区分として、「操作力及び操作変位によるもの」を追加する。

- ② 技術基準省令別表第3に規定する、消安法第12条第2項の検査設備について、次のとおり改正する。

- 1) 技術基準省令において引用する日本工業規格S4801及びS4802において、ライターに鋭いエッジを発見した場合は、当該エッジが安全性に影響を与えないか試験する旨が追加されたことから、消安法第12条第1項第2号に規定する検査設備に、「エッジ判定試験設備」を追加する。

- ③ 運用解釈通達について、次のとおり改正する。

- 1) 日本工業規格S4801、S4802及びS4803(2010)と引用している部分について、最新の規格名である日本工業規格S4801、S4802及びS4803(2018)に改正する。
- 2) 燃料充填量試験及び耐内圧性試験において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合において、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データをもって代用できることとする。
- 3) 届出事業者及び登録検査機関の氏名又は名称、並びに使用上の注意事項については、製品本体へ表示し、読みやすく容易に理解できるものとする。

### (3) 「浴槽用温水循環器」について

#### <改正の趣旨>

「浴槽用温水循環器」について、技術基準への適合性検査の際、ジェット噴流機能や泡発生機能など、試験用毛髪が吸入口へ吸い込まれる際の妨げとなるおそれのある機能を運転させる場合において、当該機能が試験用毛髪に与える影響を少なくし、試験の信頼性を維持する措置として、吸入口に囲いを作って試験する方法を例示している。しかしながら、当該方法は吸入口と噴出口が一体型の製品については対応ができず、代替となる方法の例示基準も存在しなかった。

このため、一体型製品においても信頼性が維持された試験方法を運用解釈通達において例示するべく、一体型製品において、試験中に試験用毛髪への影響を少なくする代替措置を運用解釈通達に追加する。ただし、吸入口及び噴出口とポンプが構造上一体の製品については、本来は噴出口から排出されるジェット噴流により、毛髪を吹き飛ばし、毛髪が吸入口に吸い込まれないことを意図した設計となっている製品であることから、この限りではないこととする。

あわせて、運用解釈を明確化する運用解釈通達の改正を行う。

#### <具体的な改正内容>

- ① 吸入口と噴出口が一体型の製品において、試験用毛髪への影響を少なく

し、試験の信頼性を維持する措置の例として、ジェット噴出口にホース等を取り付ける方法を追加する。

- ② 吸入口及び噴出口とポンプが構造上一体（設計上、噴出口の異常等によって噴出が停止したとき、吸入が継続しないもの）であり、毛髪がジェット噴出口から排出される温水により吹き飛ばされ、吸入口に吸い込まれにくい構造を有する温水循環器であって、試験用毛髪を吸入口に置いた上で定格電圧を供給したとき、吸入口に吸い込まれた試験用毛髪が絡まずに吹き飛ばされる製品については、試験用毛髪への影響を少なくさせる措置を講じなくても良いこととする。
- ③ 届出事業者及び登録検査機関の氏名又は名称、並びに使用上の注意事項について、読みやすく容易に理解できるものとする。

#### （４）経過措置について

この省令の施行前に登録検査機関から交付を受けた消安法第 12 条第 2 項の適合性検査による証明書は、施行後においても当該証明書の有効期間内は有効とする旨の経過措置を規定する。

### 3. 今後のスケジュール

5月2日	パブリックコメント
6月下旬～7月初旬	公布・施行